の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件附則第十一条の二の規定は、国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行及び国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、適用しない。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の廃止）

第十七条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行（平成十九年金融庁告示第十八号）は、廃止する。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の廃止）

第十八条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社（平成十九年金融庁告示第十九号）は、廃止する。

○金融庁告示第七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第一条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」を「第七節　第七章　特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例（第二百八十一条―第二百八十条の十四）　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」に改める。

第一条第九号ロ中「又は基本的項目」を削る。

第五条第二項第一号ト中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第八条第一項第一号中「類似の基準」の下に「（法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十一条及び第百三十一条第二項第三号イにおいて同じ。）」を加え、同号イ中「（当該特定連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第二号イ中「（当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第三号イ中「（当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同条第六項第一号中「相互に自己資本規制比率」の下に「（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）」を加え、「（普通株式（）を「（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（）に、「該当」を「相当」に改め、「（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）」を削り、「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段をいう」を「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第七項中「該当」を「相当」に改め、同条第八項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当するもの」を「相当するもの」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第九項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十三項中「第十項第三号」を「第十項各号」に改める。

第十条第二項第六号中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第十四条第一項第二号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第三十一条中「（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）」を削る。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「により」を「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により」に改める。

第百十五条の二を次のように改める。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十五条の二　標準的手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第四十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第四十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百二十八条第二号中「同条中」を「同項中」に改め、同条第三号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第百二十九条第四項中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条第六項中「EAD）に」を「EADをいう。）に当該」に改める。

第百三十一条第二項第三号イ中「（府令を含む。）」を削る。